

## 実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日     | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|-----------|----------|
| 加東市  | 大畑地区(大畑集落)    | 令和2年3月31日 |          |

## 1 対象地区の現状

|   |         |
|---|---------|
| ①地区内の耕地面積   | 29ha    |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計  | 25.23ha |
| ③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計   | 1.93ha  |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計   | 1.93ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計  | 0ha     |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計   | 2ha     |
| (備考)<br>大畑地区内の耕地面積のうち、水稻栽培は21haで主食用米4ha、山田錦等17haが主な作物である。水稻以外では、1.5ha程度で山芋、野菜等が栽培され、自家消費や出荷販売されている。 |         |

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

70歳以上の農業者が約4割を占め、5年以内に離農を考えている者の農地面積の合計は約2haである。一方、規模拡大を考えている者は2人であり、借受可能面積は約2haである。そのため、5年以内は借り手と貸し手のバランスが取れている。  
ところが、5年を超えると、高齢化により、大規模農家が離農する恐れがあり、約3.5haの借り手が必要となるため、農地の維持について地区全体で考える必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

令和4年までは大畑地区の農地利用は、規模拡大を希望する農業者2人に集積する。

地区内の担い手を育成・確保するため、新規就農や地域外からの参入を促進しやすいように、地域の取り決めを検討する。

令和5年からは大規模農家も含め集落営農の可能性を探る。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者<br>(氏名・名称) | 現状   |        | 今後の農地の引受けの意向 |        |         |
|----|----------------|------|--------|--------------|--------|---------|
|    |                | 経営作目 | 経営面積   | 経営作目         | 経営面積   | 農業を営む範囲 |
|    | A              | 水稲   | 2.7 ha | 水稲           | 3.9 ha | 大畑地内    |
|    |                | 山芋   | 0.2 ha | 山芋           | 0.2 ha |         |
|    | B              | 水稲   | 2.8 ha | 水稲           | 3.8 ha | 大畑地内    |
|    |                |      | ha     |              | ha     |         |
| 計  | 2人             |      | 5.7 ha |              | 7.9 ha |         |

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

5年目以降に向けた検討

5年を超えると、大規模農家の離農が想定されるため、その対応を集落で検討する。